

丹波市から転出される方へ

- ☆ 転入手続きは、新しい住所に移られた日から14日以内に転入先の市区町村へ届出してください。
※なお、正当な理由なく14日以内に届出しないときは、住民基本台帳法第52条第2項の規定により、5万円以下の過料に処せられる場合があります。

転入手続きに必要なもの

- 転出証明書（紛失した場合は、当市で再交付の手続きをしてください。）
- ※マイナンバーカード（個人番号カード）又は住基カード（住民基本台帳カード）を利用して転出された方へ
転入の手続きの際は必ず「マイナンバーカード又は住基カード」、「数字4ケタの暗証番号（住民基本台帳用）」が必要です。
また、マイナンバーカードを所持し、署名用電子証明書暗証番号（英数字6文字以上）を設定された方は、署名用電子証明書暗証番号も必要です。
カードが見当たらない場合は当市へ、暗証番号を忘れてしまった場合は転入先の市区町村へご相談ください。
- 届出人の印鑑
- 本人確認できる書類（運転免許証、パスポート等）
- 在留カード、特別永住者証明証（外国人の方のみ）
- 年金手帳（国民年金加入者のみ）
- 所得課税証明（転入地において、福祉医療等の申請に必要な場合があります。）
- 後期高齢者医療負担区分等証明書（県外へ転出される方で後期高齢者医療保険証をお持ちの方はあらかじめ当市で交付を受けてください。）
- 介護保険受給資格証明書（要介護認定を受けている方は、あらかじめ当市で交付を受けてください。）

- ☆ 転出の前日までに住民票が必要になった場合は、転出証明書（マイナンバーカード又は住基カードを利用して転出の届出をされた方はカード）をご持参ください。
- ☆ 転出を取り止める場合は、次の書類を持参し、転出取消の届出をしてください。
① 転出証明書（マイナンバーカード又は住基カード） ② 印鑑
③ 本人確認書類（運転免許証等） ④ 当市から交付したその他書類等
- ☆ 転出証明書を紛失した場合は、次の書類を持参し、又は郵送で再交付の手続きをしてください。
① 印鑑 ② 本人確認書類（運転免許証等） ③ 手数料300円
- ☆ 転入先の住所が変更になった場合は、転入先の市区町村で変更後の住所を届出してください。
- ☆ 海外転出の届出をされた方が、帰国後転入の届出をされる場合は、次の書類を持参し転入する市区町村で転入手続きをしてください。
① パスポート ② 戸籍謄・抄本 ③ 戸籍の附票 ④ 印鑑 ⑤ マイナンバーカード

【 転出に伴う各種手続きについては、裏面をご覧ください 】

転出に関する主な手続き

項 目	丹波市での手続き	問い合わせ先	新住所地での手続き
印鑑登録	印鑑証明書は転出予定日の前日まで発行できます。必要な場合は印鑑登録証と転出証明書（マイナンバーカード又は住基カードを利用して転出の届出をされた方はカード）をご持参ください。印鑑登録証（カード）が不要な方は、届出の際に返却してください。	市民課 戸籍係	必要な方は、新たに登録の申請をしてください。
マイナンバーカード又は住基カード	継続利用される方はカードを利用した転出の届出をしておくことで、転出証明書の交付を受けることなく、引越し先の市区町村でカードを利用した転入の届出をすることができます。カードの返却を希望される方は窓口で返却手続きをしてください。		継続利用される方は転入先で手続きが必要です。詳しくは転入先の市区町村にお問い合わせください。
国民健康保険	国民健康保険証と印鑑が必要です。	市民課 市民福祉係	手続きについては担当窓口でお尋ねください。 ※保険証・所得課税証明書・印鑑等をご持参ください
国民年金 年金受給者	丹波市での手続きはいりません。		
後期高齢者医療	後期高齢者医療保険証と印鑑が必要です。	市民課 医療福祉係	
福祉医療（老・障・乳・母・父）	福祉医療の窓口へお立ち寄りください。受給者証を返還ください。	氷上支所 支所係	
介護保険	介護保険の窓口へお立ち寄りください。受給者証を返還ください。		
児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当	児童福祉の窓口へお立ち寄りください。受給者証を返還ください。		
水道・井戸水を使用している方	休止又は変更の手続きをしてください。		
転校の手続き	現在の学校で、在学証明書・教科用図書給与証明書の交付を受けてください。	各小・中学校	転校手続きをしてください。
原動機付自転車	廃車手続きをしてください。（ナンバープレート、印鑑が必要です）	税務課 市民税係	登録申請をしてください。
防災無線	防災無線の戸別受信機を返還ください。	くらしの安全課	
犬を飼われている方	転出の申し出をしてください。	環境課 環境衛生係	転入手続きをしてください。